

論点整理

論点 1. 外国籍会員

○会員選考における外国籍の方の取扱い

【総会に提示した分科会案】

2029年10月からの会員選考より、外国籍の方を会員に選考することを可能にする。

【会員からの意見】

- ・要件を決めておけばそれほど心配しなくてもよいのではないか。
- ・これだけ外国籍の方が増えているので外国籍の方を認めないのは合わなくなっているのでは。大学の運営にも日本語理解力が劣る方がいるケースがある。
- ・欧州では奨学金はほとんど外国籍の方、その国の発展を見越してのもの。外国籍の方を排除することは結果として日本を弱くする。
- ・日本で長く教育研究活動に従事する外国籍の会員を受け入れることには反対ではない。
- ・諸外国のアカデミーの名誉会員制度をそのまま導入するのではなく、日本の学術界で実際に活動している外国籍研究者をどう迎えるかという観点で考えるべきであり、多様な視点や国際ネットワークの面から、その意義は大きい。
- ・外国籍の方の排除はおかしい。
- ・日本に在籍する外国籍研究者を会員とすることについては、ダイバーシティの観点から賛同する。

- ・体制が整っていないうちに受け入れるのはやめた方がよい。
- ・国籍（帰化）を要件としてはどうか。
- ・連携会員に入っていただく仕組みをつくって、活動を共にすることから始めてはどうか。
- ・経済安全保障の観点からは、慎重を要する。
- ・データなどの知的財産の管理の観点からも、慎重を要する。
- ・外国政府の影響が及ぶことへの懸念がある。
- ・拙速な国際化はよくない。
- ・情報管理や安全保障への配慮は必要であり、これは外国籍会員に限らず、会員全体に共通するルールとして整備すべき。
- ・会員、連携会員、アドバイザーのいずれの位置づけが適切かは、なお検討の余地がある。

- ・ 外国籍の会員選考には慎重。
- ・ 外国のアカデミーと異なり終身制ではないので日学の状況は異なる。
- ・ 経済安全保障の問題で難しい（守秘義務・損害賠償等。保険必要）。
- ・ 政府からの資料を日学は請求できるので、外国籍の会員には慎重。

○外国籍の方が会員候補者となる要件

【総会に提示した分科会案】

- ① 現在、日本国内に居住していること
※何をもって「居住」とするかについては引き続き検討。
- ② 一定年数（5年又は10年）以上、日本の組織（産業界を含む）において研究活動に従事していること
- ③ 会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有すること
※①～③について、必須要件とするか、考慮要件とするかは引き続き検討。

【会員からの意見】

- ・ 日本語は条件にせず、必要ならば通訳を用意するなど対応すればよい。
- ・ 「日本に在住」ではなく、「対面での活動に支障がない」を条件にしてはどうか。
- ・ 憲章に記載されている役割を果たすという視点では外国籍会員の選考に制限はないはず。一方で、日本の学術へ貢献してくれるか、運営上の視点での言語の問題は配慮が必要である。
- ・ 「今後の居住条件」に任期を勘案しないと、選考時点で条件を満たさなくなる。
- ・ 日本語は「日本語検定」もしくは「日本語で講義をしている」としてはどうか。
- ・ 条件は「強制」はできない。「○○を満たす」
- ・ 外国籍、日本国籍会員で条件を異なることとはせず、同じ条件を付す方向で、条件を調整すべき。
- ・ 外国籍会員の議論の中では、今後のテクノロジーの発展も見据え、範囲をあまり狭めない形が望まれる。

○外国籍の会員の人数上限

【総会に提示した分科会案】

- 案1 特に定めない。
- 案2 会員の定数の過半数（126名）未満とする。

案3 会員の定数の10%（25名）以下とする。

【会員からの意見】

- ・ 10%は努力目標にしておくぐらいにした方がよい。
- ・ 割合などは規定しないほうが良いが、審査は丁寧に行うことが良い。
- ・ 外国籍会員は〇人まで、何%までといった条件はつけず、自然に任せるのがよい。
- ・ 割合について、10~20%から始めるべきだが、それでも、日本国籍の研究者から会員選考される比率を考えると多いのではないか。
- ・ 人数や割合を一律に制限することには慎重であるべき。

○外国籍の会員の役員等への就任制限

【総会に提示した分科会案】

- 案1 特に定めない。
- 案2 会長への就任を不可とする。
- 案3 会長、副会長への就任を不可とする。

【会員からの意見】

- ・ 会員になったら執行部への関与なども平等な待遇にすべき。中途半端な入れ方はよくない。
- ・ 特別永住権を持つ外国籍の方は、日本居住のマイノリティであり幹部に入れられないなどの制限を設けるのはどうか。
- ・ 会長・副会長は、社会、政府や他国の学術会議とのインタフェースも果たしており、こういう役割を果たすのにふさわしいか、という観点で選考されるべき。具体的な制約はもうけるべきでない。
- ・ 会員になった以上は役員になる権利も平等にもつ。

論点 2. 外国籍の方に係る第 27 期における取組

○連携会員における外国籍の方の取扱い

【総会に提示した分科会案】

第 27 期より、連携会員（特任を含む）について外国籍の方を選考することを可能にする。

【会員からの意見】

- ・日本の国際的プレゼンス向上の観点から、まず外国籍研究者を連携会員として積極的に登用し、その実績や運用上の課題を踏まえて、会員への拡大を段階的に検討することが望ましい。
- ・連携会員に入っていただく仕組みをつくって、活動を共にすることから始めてはどうか。（再掲）

○外国籍の方が連携会員の候補者となる際の要件

【総会に提示した分科会案】

- 案 1 会員候補者の要件に準ずる。
- 案 2 年数要件を短くするなど、会員よりも要件を緩和する。
- 案 3 連携会員（特任）に限り、会員よりも要件を緩和する。

○海外在住の方の知見をいただく方策として、外国人アドバイザー制度を活用する。

【会員からの意見】

- ・外国の著名な研究者にアドバイザーとして貢献してもらうことは賛成。
- ・海外に在籍するトップクラスの外国籍の研究者については、会員ではなくアドバイザーとして参加していただき、必要に応じて報償等に関わっていただくことも考えられる。その場合、謝金その他の経費に関する規定が必要ではないか。
- ・外国人アドバイザーについては、国際化を進めるうえで一定の意義があるものとする。その一方で、日本学術会議にはすでに国際アドバイザーボードと外国人アドバイザーの仕組みもあることから、これらの制度と海外のアカデミーにおける外国籍会員の制度との関係については、もう少し丁寧に整理してみてもよい。

論点 3. 選定助言委員

○会員に欠員が生じた際に速やかに補欠選任ができるよう、現体制において選定助言委員の案を作成し、成立時総会において選任する。

※具体的な人選については今後検討。

論点 4. その他、2029年10月からの会員選考に係る考慮事項

○会員の再任制限

【総会に提示した分科会案】

案1 法律以上の再任制限（1回再任された会員は続けて次の期に再任されることができない）以上の制限は行わない。

案2 12年（2期）会員を務めた者は、間を空けても原則として会員になることはできない、とする。

【会員からの意見】

- ・会員の在任期間や再任の扱いについては、経験の蓄積を活かすべきという意見と、高齢化や固定化を避けるべきという意見の双方があり、年数で一律に切るのではなく、適切な選考で柔軟に判断すべき。

○グローバルヤングアカデミー等における活動を参考にする。

【会員からの意見】

- ・若手アカデミーやグローバルヤングアカデミー経験者を将来の会員候補として継続的に育成・推薦する仕組みを整えるとともに、分野によって若手アカデミーへの参加が難しい実情にも配慮が必要である。

○新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとり活動することを選考の観点として取り入れる。

○候補者の推薦に当たり、分科会への参加等、責任を持って活動することを明確に説明するよう徹底する。